

大和郡山市衛生センター  
改修工事に伴う発注支援等業務

仕様書

令和4年4月

大和郡山市

## 第1章 総 則

### 第1節 委託業務の目的

大和郡山市（以下「当市」という）の廃棄物処理施設である「大和郡山市衛生センター」において、現有施設の長期使用を可能にするため改修工事を行う事になりました。今回の業務では、その改修工事に係る発注支援等を行うことを目的とする。

### 第2節 業 務 名

「大和郡山市衛生センター改修工事に伴う発注支援等業務」

### 第3節 対象施設の概要

- 1) 施設名 大和郡山市衛生センター
- 2) 施設規模 66k1 / 日  
処理方式 高負荷脱窒素処理方式

### 第4節 業務の内容

- 1) 発注仕様書等作成業務
  - ① 改修工事発注に係る見積発注仕様書作成業務
  - ② 見積設計図書技術評価業務
  - ③ 発注仕様書作成業務
- 2) 発注支援業務
  - ① 一般競争入札の実施支援
  - ② その他発注支援

### 第5節 委託期間

契約締結日より、令和5年2月28日までとする。

### 第6節 関係法令等の遵守

受託者は、業務の履行にあたり、下記にあげる法令、規則、指針等を遵守すること。

- 1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令、同施行規則
- 2) 一般廃棄物処理事業に対する指導の強化について（厚生省環整第94号）
- 3) 一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について（厚生省環整第95号）
- 4) 水質汚濁防止法、公害対策基本法、大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法等公害関係法令
- 5) 都市計画法、建築基準法、電気事業法、労働安全衛生法、水道法、下水道法、河川法、消防法等関係法令
- 6) 廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱
- 7) 廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き（環境省編）
- 8) 廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部）

- 9) 奈良県公害防止条例
- 10) 大和郡山市条例及び規則
- 11) その他準拠する関係する法令、規則、規格

## 第7節 疑義の解決

本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合又は、本仕様書に定めのない事項については、担当者と協議の上、業務を遂行すること。

## 第8節 中立性の義務と秘密保持

受託者は、コンサルタントとしての中立性を厳守するとともに、業務の履行上知り得た秘密事項を第三者に漏らしてはならない。

## 第9節 提出書類

受託者は、業務の着手に際し、次の書類を提出する。

- 1) 業務着手届
- 2) 工程表
- 3) 管理技術者・照査技術者届
- 4) 各技術者の経歴書及び社員証明書
- 5) 職務分担表

受託者は、業務の完了に際し、次の書類を提出する。

- 1) 納品書
- 2) 完了届
- 3) 業務目的物の引渡しについて
- 4) 請求書

## 第10節 関係官公庁との協議

本業務において関係官公庁との協議が生じた場合、受託者は誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく報告すること。

## 第11節 業務内容の変更等

本仕様書の内容についての変更は認めない。ただし、当市の指示により変更する場合は、この限りではない。また、成果品の中に本仕様書に適合しない箇所が発見された場合は、改善、変更、追加等を受託者の負担において行うものとする。

## 第12節 技術者の配置

受託者は、本業務の執行にあたって、管理技術者及び担当技術者・照査技術者を配置（兼務を除く）し、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

- 1) 管理技術者の資格

管理技術者は次のいずれかの資格を有する者とする。

- (1) 技術士法に定める技術士で、技術部門を総合技術管理部門かつ選択科目を廃棄物管理及び技術部門を総合技術管理部門かつ選択科目を下水道とするもの。
- (2) 技術士法に定める技術士で、技術部門を衛生工学部門かつ選択科目を廃棄物管理及び技術士で、技術部門を上下水道部門かつ選択科目を下水道とするもの。

#### 2) 管理技術者の業務経験

管理技術者は次の業務経験を有する者とする。

- (1) 「循環型社会形成推進交付金」若しくは「廃棄物処理施設整備費国庫補助金」対象の「廃棄物処理施設」の発注支援業務の業務経験を有する者。

#### 3) 担当技術者

担当技術者は業務の性質上複数名配置することとする。

##### (1) プラント担当技術者

技術士法に定める技術士で、技術部門を機械部門の資格保有者又はシビルコンサルティングマネージャー（機械部門又は廃棄物部門）の資格保有者又は一級管工事施工監理技士保有者。

#### 4) 照査技術者の資格

照査技術者は次のいずれかの資格を有する者とする。

- (1) 技術士法に定める技術士で、技術部門を衛生工学部門かつ選択科目を廃棄物管理とするもの。
- (2) 技術士法に定める技術士で、技術部門を総合技術管理部門かつ選択科目を廃棄物管理とするもの。

#### 4) 照査技術者の業務経験

照査技術者は次の業務経験を有する者とする。

- (1) 「循環型社会形成推進交付金」若しくは「廃棄物処理施設整備費国庫補助金」対象の「廃棄物処理施設」の発注支援業務の業務経験を有する者。

#### 5) 管理技術者および照査技術者の証明

管理技術者および照査技術者は業務経歴書、資格者証の写し及び自社社員であることの証明書（健康保険証のコピー）を添付し、業務を遂行するうえで必要な能力と経験を有する技術者でなければならない。

### 第13節 資料の貸与

本業務の遂行上、必要な資料の収集、調査、検討等は原則として受託者が行うものであるが、当市が所有し、貸し出し可能な資料はこれを貸与する。借り受ける場合は、そのリストを作成の上、組合に提出し業務の完了とともに返却する。

### 第14節 成果品の検査

受託者は、業務が完了したときは速やかに成果品を提出し、検査を受けなければならない。なお、検査において訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。

### 第15節 引渡し

成果品の検査に合格後、仕様書に定められた提出図書一式を納品し、引渡し完了とする。

#### 第16節 成果品

受託者は、下記の成果品を提出するものとする。

- |                  |         |        |       |
|------------------|---------|--------|-------|
| 1) 発注仕様書等作成業務報告書 | A 4 版   | ファイル製本 | 各 3 部 |
| (1) 見積発注仕様書      |         |        |       |
| (2) 工事発注仕様書      |         |        |       |
| (3) 技術評価等資料      |         |        |       |
| 2) 発注支援業務報告書     | A 4 版   | ファイル製本 | 3 部   |
| 3) 議事録           |         |        | 1 部   |
| 4) 上記内容を納める電子データ | C D-R 等 |        | 1 式   |
| 5) その他参考資料       |         |        | 1 式   |

## 第2章 発注仕様書等作成業務

### 第1節 発注仕様書の作成

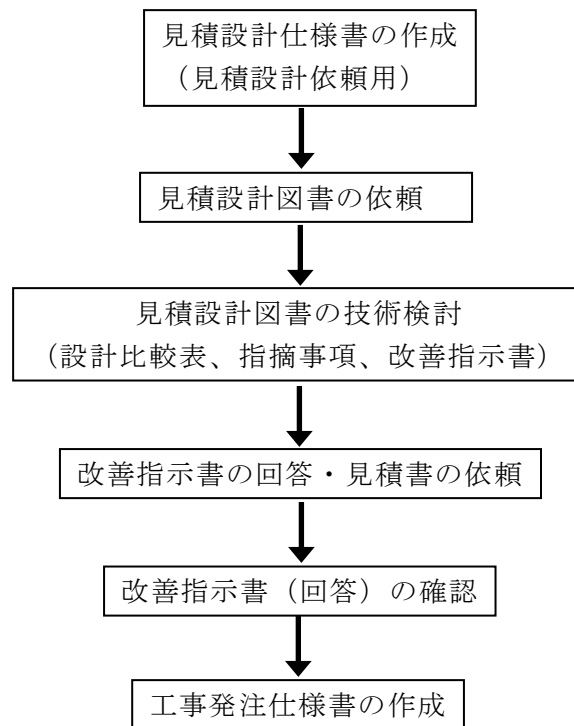
本業務は、本市が計画するし尿処施設の改修工事を推進するあたり、見積仕様書の作成を行いプラントメーカーから見積設計提案を徴収する。

提出された見積設計提案書を基に技術審査を行い、最終的な発注仕様書を作成する。

発注仕様書等作成は、次のフローに示す手順により、資料作成や技術審査等を実施し、工事発注仕様書を作成する。

なお、発注仕様書等作成に当たっては、特に経済性に留意するとともに、本市の要求事項を満足した資料作成すること。

なお、概算工事費については10月14日までに報告を行うこと。



#### 1) 見積発注仕様書の作成

大和郡山市衛生センターに係る発注仕様書の基礎資料とするために、一般要求事項（設計計算、設計仕様、配置計画等）について、各プラントメーカー等に見積依頼を行うための見積発注仕様書を作成し、各プラントメーカー等から参考見積設計図書を徴収する。

##### (1) 総則の検討

計画概要、計画要目、性能保証事項、工事範囲、検査・試験・引き渡し条件等の工事に関する基本的事項と、プラントメーカーに提出を求める図書を明記する。

##### (2) 機械設備工事仕様の検討

プラント機械設備に関する共通仕様と、設備構成、設備ごとの要求事項、設計基準を明記する。

(3) 電気計装設備工事仕様の検討

プラント電気計装設備に関する共通仕様と、設備構成、設備ごとの要求事項、設計基準を明記する。

(4) 土木・建築工事仕様の検討

建築工事、建築設備(機械、電気)工事、土木及び外構工事に関する仕様、要求事項、設計条件を明記する。

(5) その他添付資料の作成

プラントメーカーが見積設計図書作成に必要な基礎資料等を集成し添付する。

- ① 敷地条件及び全体配置計画(案)
- ② 各設備のフローシート
- ③ 地質調査資料
- ④ ユーティリティ取り合い位置図
- ⑤ その他参考資料等

2) 見積設計図書の技術検討

見積設計仕様書を基に、各プラントメーカーに依頼した見積設計図面に対して、設計内容を確認し、各プラントメーカー等に改善指示を行い、仕様統一を図るために、次に示す技術検討資料を作成する。

なお、技術検討にあつたては、処理方式等の内容の総合的な比較を行い技術検討資料に含めること。

そのうえで、設計内容と見積仕様書の不整合に対する質疑または改善指示を行うとともに、場合によっては仕様内容を改良して部分的な再提案を求め、過去の実績や類似例に照らしつつ工事内容を確定化し、仕様統一のための基礎資料に整理する。

(1) 基本的事項

施設配置計画(環境保全、車両動線等)、保証事項、公害防止事項

(2) 設備・プロセスに関する事項

設備概要、主要プロセス、非常措置、独自設備

(3) 設計基本数値に関する事項

物質収支、熱収支、主要計算書(熱負荷、ガス滞留時間等)

(4) 維持管理的事項

用収支、運転人員、アフターサービス体制

(5) 経済的事項

建設費、年間維持管理費、年間補修費

(6) プラント設備仕様比較事項

機械設備仕様、電気計装制御設備仕様

(7) 土木・建設工事仕様比較事項

計画基本事項、建築工事仕様、建築設備仕様、土木及び外構仕様

(8) 実績比較事項

会社概要、納入・稼働実績（年度別、規模別、方式別）

(9) 各社への質疑及び改善指摘事項の整理

各社に行った質疑及び改善指摘事項とその回答内容について整理する。

(10) 技術ヒアリング

以上の検討を行う上で委託者がプラントメーカーに行う技術ヒアリングに同席する。技術ヒアリングの結果得られた情報は内容を十分に考察の上、必要に応じて発注仕様書に反映する。

3) 工事発注仕様書の作成

見積設計図書の技術検討結果に基づき、工事仕様のうち可能な部分について極力統一化を図るとともに、委託者の要求する仕様をより明確に表現して、し尿処理施設建設工事に係る発注仕様書を作成する。工事発注仕様書を作成する。

### 第3章 発注支援業務

#### 第1節 入札・契約事務支援

1) 入札説明書等の作成

本方式による入札手続に必要な、入札説明書を作成する。この入札説明書は、本市が公募する事業者配布することを主な目的とする。内容は以下のとおりとする。

- ・対象事業の概要
- ・スケジュール
- ・事業条件の整理
- ・参加資格要件決定支援

2) 各様式集の作成

入札参加者からの申請書について、公平性及び評価の効率性を確保するために、申請書に添付する各種の様式を作成する。また契約に関連する様式を作成する。内容は以下のとおりとする。

- ・記載要領
- ・質問様式
- ・資格審査申請様式類
- ・入札関連書類
- ・契約関連書類